

総行行第238号
令和8年5月19日

各都道府県担当部局長 殿
(財政担当課、契約担当課、市町村担当課扱い)

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

官公需における中小石油販売業者に対する配慮について (通知)

標記の件について、別添1のとおり、資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室長及び中小企業庁事業環境部取引課長から当職あてに、官公需における中小石油販売業者に対する配慮に関する依頼がありました。

災害時において、警察や消防等の緊急車両への優先給油や、避難所、医療機関、上下水道等の重要施設への燃料の安定供給を確保することは重要であり、このため、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合について、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことが重要です。

こうした観点から、「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(平成27年8月28日閣議決定)において「中小石油販売業者に対する配慮」の項目が設けられ、以降、国等においては、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合との随意契約を行うこと等により、当該協定を締結している石油組合等に係る受注機会の増大に努めることとされてきましたが、「令和8年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和8年4月21日閣議決定。以下「令和8年度基本方針」という。)においては、調達機関における更なる取組の浸透を図る観点から、災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設や緊急車両等については、特に平時と災害時の一体的な供給契約の検討を求めることを追記する等の記載の見直しが行われました。

併せて、別添2の「官公需における中小石油販売業者に対する配慮について」(令和8年5月19日付け20260428資燃部第4号資源エネルギー庁資源・燃料部長・20260430中庁第6号中小企業庁事業環境部長通知)において、ガソリン等の石油製品は日常的に価格が変動することから、契約の方式を問わず、契約単価を設定する際には、固定した価格ではなく、実勢価格を示す指標に基づく単価を採用することが望ましく、その場合は、資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査の価格(発注者が所在する都道府県の平均価格)を指標として用いることが適当であるとの考え方も示されています。

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第8条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされているところです。

貴職においては、令和8年度基本方針及び別添2を十分に踏まえ、貴団体における燃料調達を

担当する部局と、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図りながら、国の施策に準じて、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合等に係る受注機会の増大に努めるようお願いします。

また、各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

経済産業省

令和8年5月19日

総務省自治行政局行政課長 殿

資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室長

中小企業庁事業環境部取引課長

官公需における中小石油販売業者に対する配慮について（依頼）

災害時において、ガソリンスタンド（サービスステーション。以下「SS」という。）は、エネルギー供給の「最後の砦」であり、東日本大震災を契機に全国各地の石油組合では、地方自治体等との間で災害時の燃料供給協定を積極的に締結しており、協定を締結した石油組合に属する中小石油販売業者は、緊急車両への優先給油を行うなど、災害時における石油製品の安定供給に重要な役割を担っています。

政府のエネルギー基本計画においても、SSは給油や灯油の配送等を通じて国民生活や経済活動を支える重要かつ不可欠な社会インフラとされており、SS数が減少する中で、災害時にも「最後の砦」として地域を支えるSSネットワークの維持・強化は、喫緊の課題となっています。

このような背景のもと、地域に必要な燃料供給拠点の維持・確保の観点から、平成27年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「基本方針」という。）」において、「中小石油販売業者に対する配慮」に関する項目を新設し、以降、国等においては、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合との随意契約を行うこと等により、当該協定を締結している石油組合等に係る受注機会の増大に努めることとしてきました。

しかしながら、調達機関と地域の石油組合との災害協定の締結については大きな進展がある一方、随意契約が十分に浸透しておらず、競争入札の結果、必ずしも災害時に燃料供給ができない地域外の事業者が契約する事例も報告されています。このような場合、平時の取引がないことにより、災害時に円滑に燃料供給できないだけでなく、地域のSSの減少を加速させ、地域の燃料供給能力の低下により平時における円滑な燃料調達にも支障をきたすおそれがあります。

このため、調達機関における更なる取組の浸透を図るため、令和8年度の基本方針ではその記載ぶりを修正し、趣旨を明確化することとしました。また、地方公共団体においても国の施策に準じた取組をお願いするため、各都道府県担当部局長宛てに別添の通知を発出しました。

別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、商工関係担当部局のみならず、財政担当部局をはじめ全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市区町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

経済産業省

官 印 省 略
20260428資燃部第4号
20260430中庁第6号
令和 8 年 5 月 1 9 日

各都道府県担当部局長 殿
(商工担当課、契約担当課扱い)

資源エネルギー庁 資源・燃料部長

中小企業庁 事業環境部長

官公需における中小石油販売業者に対する配慮について

平素より経済産業行政に御理解と御協力をいただき御礼申し上げます。

災害時において、ガソリンスタンド（サービスステーション。以下「SS」という。）は、エネルギー供給の「最後の砦」であり、東日本大震災を契機に全国各地の石油組合では、地方自治体等との間で災害時の燃料供給協定を積極的に締結しており、協定を締結した石油組合に属する中小石油販売業者は、警察や消防等の緊急車両への優先給油、避難所、医療機関、上下水道等の重要施設に対して燃料の供給を行うなど、災害時における石油製品の安定供給に重要な役割を担っています。

他方、全国のSSの数は、年々減少し続けており、SS数が減少する中で、災害時にも「最後の砦」として地域を支えるSSネットワークの維持・強化は、喫緊の課題となっています。このような背景のもと、地域に必要な燃料供給拠点の維持・確保の観点から、平成27年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「基本方針」という。）」において、「中小石油販売業者に対する配慮」に関する項目を新設し、以降、国等においては、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合との随意契約を行うこと等により、当該協定を締結している石油組合等に係る受注機会の増大に努めることとしてきました。

しかしながら、調達機関と地域の石油組合との災害協定の締結については大きな進展がある一方、随意契約が十分に浸透しておらず、競争入札の結果、必ずしも災害時に燃料供給ができない地域外の事業者が契約する事例も報告されています。このような場合、平時の取引がないことにより、災害時に円滑に燃料供給できないだけでなく、

地域のSSの減少を加速させ、地域の燃料供給能力の低下により平時における円滑な燃料調達にも支障をきたすおそれがあります。

このため、令和8年度の国等の契約の基本方針において、災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設や緊急車両等については、特に平時と災害時の一体的な供給契約を検討するよう求めることといたしました。

また、ガソリン等の石油製品は日常的に価格が変動することから、契約単価を設定する際には、固定した価格ではなく、実勢価格を示す指標に基づく単価を採用することが望ましく、その場合は、資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査の価格（発注者が所在する都道府県の平均価格）を指標として用いることが適当であると考えられ、推奨されます。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨定められており、かねてから格別の配慮をいただいているところであります。なお、経済産業省を含む4省（財務省、外務省、農林水産省及び経済産業省）の公用車の燃料調達契約についても、令和8年度より石油組合と随意契約を実施しております。契約単価については、上記の資源エネルギー庁が発表する「石油製品価格調査 1. 給油所小売価格調査（ガソリン、軽油、灯油）」の給油する各月の前月第二週、第三週及び第四週の「東京」欄の価格の平均価格を給油する各月の単価としました。貴職におかれましては、国の施策に準じ、下記の点を踏まえ、中小石油販売業者の受注機会の増大に努めていただくようお願いいたします。

なお、本件につきまして、貴都道府県内の市区町村に対しても周知方、よろしくお願いいたします。

記

基本方針における「中小石油販売業者に対する配慮」についての解説

(10) 中小石油販売業者に対する配慮

国等は、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、燃料調達を行う際には、①及び⑤に留意するとともに、例えば、②、③及び④のような取組により、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

【解説】

- 国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している石油組合とその協定に参加している中小石油販売業者（組合員企業）の受注機会の増大に努めることにより、地域の燃料供給拠点を維持していくことがねらいである。
- 平時の燃料調達を行う際には、まず当該石油組合との随意契約の実施を検討してほしい、ということ（＝①に留意すること）を意図したもの。また、災害協定等によって災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設や緊急車両等につい

ては、平時と災害時の一体的な供給を推進することで、災害時の燃料供給をより確実なものとする観点から、随意契約の検討を誠実に行うこと（＝②の取組）を求めるもの。

- 随意契約の実施が困難であり、一般競争により調達する場合に、上述の重要施設や緊急車両等については、災害時における優先的な燃料供給体制を確保するとともに、地域内に燃料供給拠点を持つ石油販売業者（石油組合や組合員企業）が連携して対応することが重要であり、適切な地域要件の設定などを行うこと（＝③の取組）を求めるもの。
- また、随意契約による場合、一般競争による場合又はその他の方法による場合、いずれの場合であっても要件を満たす場合には、可能な限り分離・分割発注を行うこと（＝④の取組）を求めるもの。

① 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合には、費用対効果等も勘案しつつ、当該石油組合との随意契約を行うことができること。

【解説】

- 石油組合と災害時の燃料供給協定を締結している場合には、石油組合との間で随意契約を行うことができることを記載したもの。
- 「費用対効果等も勘案しつつ」においては、目先の契約での便益に限定することなく、中長期的な視点で評価して差し支えない。つまり、一般競争入札により調達する場合の価格優位性に対して、地域の燃料供給拠点の維持、災害時の円滑な燃料調達の観点で得られる便益を考慮することが求められる。
- 上記に該当し、随意契約を行う場合の根拠規定は、国等の場合は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第18号（組合の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき）となる。地方公共団体の場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）となる。
- また、特定調達の場合においても、石油組合と契約する場合、地方公共団体の場合は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項第2号により適用外となり、上記の地方自治法施行令及び地方公営企業法施行令の根拠規定によって随意契約が可能である。

② 災害時の燃料供給協定等において災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設や緊急車両等については、当該石油組合との平時と災害時の一体的な燃料供給に関する随意契約を誠実に検討すること。

【解説】

- ①の随意契約の検討について、災害対策基本法等に基づき自治体が策定した地域防災計画や石油組合との災害協定や石油連盟との覚書等によって災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設等については、特に、災害時の円滑な

燃料供給に向けた日頃の関係構築や地域の燃料供給拠点の維持が重要であり、随意契約の検討を誠実に行うことが求められる。

- なお、上述のとおり、随意契約をする場合の燃料の契約単価については、資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査の価格（発注者が所在する都道府県の平均価格）に連動した単価を用いることが推奨される。

③ 一般競争入札により調達する場合には、災害時における優先的な燃料供給を要件とし、適切な地域要件の設定（地域内に燃料供給拠点を有すること等）を行うこと。

【解説】

- 地域防災計画や災害協定等によって災害時に優先的に供給すべきとされている重要施設や緊急車両等について、一般競争により調達する場合には、災害時における優先的な燃料供給体制を確保するとともに、地域内に燃料供給拠点を有する石油販売業者（石油組合や組合員企業）が連携して対応することが重要であり、適切な地域要件の設定などを行うことを求められる。
- なお、一般競争入札により調達する場合の予定価格についても、資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査の価格（発注者が所在する都道府県の平均価格）に連動した単価を用いることが推奨される。

④ 災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができること認められる場合には、極力（８）に掲げる分離・分割発注を行うこと。

【解説】

- 以下に該当する場合には、費用対効果等も勘案しつつ、可能な限り、分離・分割発注を行うことを求めるもの。
 - ・ 災害時の燃料供給協定を石油組合と締結していること
 - ・ 当該石油組合と協定に参加している中小石油販売業者（組合員企業）を活用することで円滑な燃料調達ができること
- 分離・分割発注の方法としては、例えば、以下の方法が考えられる。
 - ・ ガソリン、軽油、重油などの商品等を種類ごとに分離すること
 - ・ 契約期間を四半期ごとというように一定期間ごとに分割すること

⑤ 原油価格の高騰や燃料油価格激変緩和事業の制度変更により燃料油価格が上昇することを理由として、契約金額の変更について申出があった場合には、迅速かつ適切に協議を行うこと。また、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

【解説】

- 原油価格等の高騰により燃料油価格が上昇した場合には、契約単価との乖離が生じる可能性がある。そのため、適切に価格転嫁できるよう、契約単価の変更に関する条項をあらかじめ契約に入れるとともに、受注者から契約金額の変更について申出があった場合には迅速かつ適切に協議を行うなど柔軟な対応を求めるもの。
- なお、上述のとおり、ガソリン等の石油製品は日常的に実勢価格を反映できるように、契約単価において、資源エネルギー庁が公表する石油製品価格調査の価格（発注者が所在する都道府県の価格）に連動した単価を用いた場合には、その限りではない。